

平成25年度

北海道障がい者条例に関する
施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

北海道障がい者条例による取組の概要

○ 推進本部

■ 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

■ 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

○ 条例の広報

■ 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

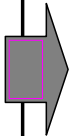
- 虐待や差別等の解消
- 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- 地域づくり委員会の協議
 - 地域支援体制づくりの推進
- <関連事業>
- 入所型施設の地域生活支援型事業への転換推進
 - 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

3 障がい者の就労支援

- 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進
- 企業等と連携した就労支援の取組の推進
- 障害者就労施設等への官公需の発注促進
- 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- 授産製品の販路拡大



項 目	主な取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">推進本部</p> <p>■推進本部会議の開催</p> <p>■調査部会等の開催</p>	<p>1 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、推進状況の報告及び今後の取組方針等について協議を行った。</p> <p>○ 開催月日：平成25年6月11日 主な議題：・平成24年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について ・平成25年度北海道障がい者条例の取組方針案について</p> <p>2 調査部会を開催し、情報交換や地域課題の協議を行った。</p> <p>○ 開催月日：平成25年6月11日 主な議題：地域づくり委員会の活性化について 等</p>

項 目	主な取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">条例の広報</p> <p>■条例の理念や施策内容について、広く道民に周知</p>	<p>1 条例の取組状況などを発信するフォーラムの開催のほか、相談支援に関する研修会などにおいて、道職員により条例の説明を行う出前講座等を実施。</p> <p>○ 実施回数：フォーラム 2回 出前講座等 21回</p> <p>2 条例の内容を解説したパネル、障がいに配慮した接し方などについてのDVDを団体、福祉事業所、市町村等に貸し出し、職員研修や行事等で活用。</p> <p>3 条例の「3つの柱」について、わかりやすく説明したパンフレット（「わかりやすい北海道障がい者条例」）を相談支援事業所に配布。</p>

項目

主な取組内容

■虐待や差別等の解消

1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立の事案の協議など。

○ 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 27件

○ 申立事案の例

- ・ 視覚障がい者が乗り合いバスを利用するに当たり、車外放送が流れないため、乗車したいバスかどうか判断ができない。

2 北海道障がい者権利擁護センターの相談等対応状況

○ センターへの相談・照会件数 60件
(うち虐待相談 20件)

○ 虐待相談の区分別状況：

養護者	2件
施設従事者	9件
使用者	9件

○ 虐待相談の種別・類型別状況：

身体的虐待	9件
性的虐待	1件
心理的虐待	12件
放棄・放任	3件
経済的虐待	7件

3 障害者虐待防止法を障がいのある方にもわかりやすいように、文字を少なくしたり絵を多用したパンフレットを作成し、市町村、障がい福祉関係団体、障害福祉サービス事業所などに配付。(新規)

■障がいや障がい者に対する道民理解の促進

4 障がいに配慮した接し方などについてのDVDを学校等に貸し出すとともに、動画をホームページに掲載。

項目	主な取組内容
<p data-bbox="73 837 118 1525" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 46px; top: 374px;">障がい者が暮らしやすい地域づくり</p> <p data-bbox="142 353 432 427">■地域づくり委員会の協議</p> <p data-bbox="142 584 432 658">■地域支援体制づくりの推進</p> <p data-bbox="142 815 331 846"><関連事業></p> <p data-bbox="142 853 432 1003">■障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進</p>	<p data-bbox="461 353 1473 427">1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立のあった事案や地域課題を協議。</p> <p data-bbox="488 465 1294 504">○ 地域づくり委員会の開催回数：14圏域合計 41回</p> <p data-bbox="461 584 1458 696">2 総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、相談支援体制づくり等の市町村の取組を支援。</p> <p data-bbox="461 853 1469 1003">3 障がい者、高齢者、子どもに対し、一体的にサービス等を行う事業の拠点となる多様な施設の整備を進める市町村の共生型基盤整備を支援。 (15市町 16か所)</p> <p data-bbox="488 1041 874 1079">○ 共生型基盤整備の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="531 1120 1358 1308">・ 倶知安町 福祉の増進や空洞化した市街地の活性化を図るため、障がい者の就労訓練と高齢者の雇用の場（喫茶、配食、物産販売）や地域住民との交流の場、障がい者や高齢者の住まいの場を一体的に整備。 <li data-bbox="531 1346 1358 1503">・ 夕張市 高齢者の介護予防や地域住民の交流促進を図るため、廃校後の施設を改修して、高齢者、障がい者及び児童を対象とした室内外での軽スポーツの場を整備。

項目	主な取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">障がい者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進 ■ 企業等と連携した就労支援の取組の推進 ■ 障害者就労施設等への官公需の発注促進 ■ 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進 ■ 授産製品の販路拡大 	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、プランに基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。（推進委員会2回開催） 2 「障がい者就労支援企業認証制度」に基づき、135社を認証。障がい者の就労を応援する企業を登録する制度(アクション)に基づき、483企業、62市町村を登録。（平成26年3月31日現在） 3 優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、特定随意契約制度の活用など、各部局等が連携し障害者就労施設等への発注を促進。（障害者就労施設等への発注実績：581件 105,835千円） 4 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用した、企業の仕事を授産事業所につなぐ共同受注や、フードコーディネーターによる商品開発の技術指導を実施。 企業と授産事業所の商談成約件数：166件 5 大型商業施設での授産製品販売やコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取扱（道と民間企業等との包括連携協定事業）のほか、赤れんが庁舎売店を活用した授産製品販売コーナーの設置。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アリオ札幌店及びイオン釧路昭和店・苫小牧店・帯広店：毎月2日間開催 ○ セイコーマートギフトカタログでの取扱：通年 ○ 赤れんが庁舎売店：常設 6 道内外の百貨店、スーパー等で授産製品のテスト販売を行い、道内外における認知度の向上及び販路拡大を図る。（新規） <ul style="list-style-type: none"> ○ 道内外10カ所 延べ51日間 33事業所 136品目

表 1

平成25年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況について

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位:件数)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数	27		
申立書受理	6	協議終了	2
		地域づくり委員会での協議中	2
		相手方への調査結果を申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了	1
		事情の変更により終結	1
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備中	0
相談のみ	21	相談者への説明・助言による終了	12
		他の相談専門機関等の紹介による終了	4
		相談取下げ	2
		相談継続中	3

2 圏域別受付状況

(単位:件数)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理		2						3			1				6
相談のみ	2	9		4					1	2		3			21
合計	2	11	0	4	0	0	0	3	1	2	1	3	0	0	27

3 障がい種別別受付状況

(単位:件数)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	計						
申立書受理	2		3	1			6						6
相談のみ		2	8	1			11	4	5		1		21
合計	2	2	11	2	0	0	17	4	5	0	1	0	27

4 協議申立書の提出があった主な事案の概要

分野	圏域名	申立の概要等	主な対応
交通	石狩	<p><申立人> 身体障がい者(視覚障がい)</p> <p><申立の概要> 5又路交差点について、音響式信号機の設置及び消音時間の縮小、時間延長手押しボタンの位置の変更。路面電車の停留所から歩道へのアクセスの改善。</p>	<p>○ 地域課題として協議し、関係機関に要望書を提出し、協議を行った結果、改善が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の設置・運用開始 ・消音時間は地域との調整を要するため個別相談 ・事前連絡により、利用する電停にて職員が介助 <p>[協議終了]</p>
生活 交通 行政	石狩	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> ①市立図書館の障がい者用トイレの扉が清掃用具の扉でふさがって利用できない。 ②野外(市の設置する公園等)の身障者用トイレが雪で利用できない。 ③バス停が雪による段差で利用困難である。 ④障がい者の相談をワンストップで対応できる体制を確保してほしい。 ⑤冬期間、道庁の障がい者駐車スペースがわかるようにしてほしい。</p>	<p><確認内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市に状況確認したところ、建物改修、清掃職員ほかに周知済みとの回答を得る。 ② 市に確認したところ、各建物に管理者連絡先が掲示されており、定期巡回で不足のときは、個別に対応するとの回答を得る。 ③ 3つのバス事業者から状況確認したところ、委託巡回により除雪しているが、不足のときは、要請があれば、随時対応するとの回答を得る。 ④ 障害者総合支援法において、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が相談窓口を設置することとされていることを説明の上、お住まいの地域の相談窓口を紹介。 ⑤ 警備員による誘導に加え、障がい者駐車スペースの表示を見やすく改善を図った。 <p>[調査結果などを申立人に伝えたところ委員会の協議に至らず終了]</p>
生活	オホーツク	<p><申立人> 身体障がい者(視覚障がい)</p> <p><申立の概要> 乗合バスに乗車するに当たり、乗車口付近で車外放送等が流れないため、乗車したいバスかどうか分からない。</p>	<p>○ 乗合バスを管理する運輸支局に対し、車外用放送設備の徹底について事業者あて周知を依頼。</p> <p>[調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了]</p>
生活	上川	<p><申立人> 身体障がい(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> セルフガソリンスタンドで給油する際、障がい者でも利用しやすいようにしてほしい。ひとりで給油できない場合や捜査に戸惑う場合などに対応に配慮願いたい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
生活	上川	<p><申立人> 身体障がい(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> 障がい者が買い物する際、買い物袋への商品の詰め入れ、支払時の手助け、偏見のない親切な対応などについて配慮願いたい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>

申立事案の分野別処理状況

処理状況	協議終了	協議継続中	調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了	状況の変化による申立事案の消滅により終了	合計
分野					
生活		2		2	4
行政				1	1
教育				1	1
交通	1			1	2
合計	1	2		4	8

※複数の分野にわたる申立があるため、申立受理件数と合計は一致しない。

表 2

平成25年度北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談件数

20件

(1) 被虐待者の障がい種別別 (単位：件)

身体障がい	2
知的障がい	10
精神障がい	1
発達障がい	0
身体・知的障がい	1
身体、知的、精神、発達障がい	1
知的、精神障がい	2
知的、発達障がい	1
不明	2
合計	20

(2) 虐待相談の区分別 (単位：件)

		虐待相談の区分			合計
		養護者	従事者	使用者	
被虐待者の障がい種別	身体障がい	0	0	2	2
	知的障がい	0	5	5	10
	精神障がい	1	0	0	1
	発達障がい	0	0	0	0
	身体・知的障がい	1	0	0	1
	身体、知的、精神、発達障がい	0	1	0	1
	知的、精神障がい	0	1	1	2
	知的、発達障がい	0	0	1	1
	不明	0	2	0	2
合計	2	9	9	20	

(3) 虐待相談の種別・類型別 (重複あり) (単位：件)

		虐待相談の種別・類型					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
被虐待者の障がい種別	身体障がい	0	0	2	1	0	3
	知的障がい	6	1	4	2	4	17
	精神障がい	0	0	1	0	0	1
	発達障がい	0	0	0	0	0	0
	身体・知的障がい	1	0	1	0	0	2
	身体、知的、精神、発達障がい	0	0	1	0	0	1
	知的、精神障がい	0	0	0	0	2	2
	知的、発達障がい	1	0	1	0	1	3
	不明	1	0	2	0	0	3
合計	9	1	12	3	7	32	

2 虐待相談以外の相談・照会件数 (単位：件)

虐待相談以外の相談	32
市町村等からの照会・相談	8
合計	40

(参考) 「障害者虐待以外の相談」の主なもの
医療機関への不満、市町村への苦情等

3 虐待相談の概要

No.	区分	種別・類型	被虐待者の障がい種別	事案の概要	センターの対応
1	養護者	心理的	精神	家族が被虐待者に断りなく、被虐待者の所有物を家具の中にした。家具がなくなれば家族が勝手に物をしまわなくなると考え、家具を壊したところ、家族が警察を呼び事件にしようとした。心理的虐待ではないか。	市町村へ通報 (法7条)
2	養護者	身体的、心理的	身体、知的	同居している障がい者が別の家族から罵声を受けていたり、時に身体的虐待が疑われる物音が聞こえる。	市町村へ通報 (法7条)
3	従事者	身体的、心理的	不明	就労継続支援B型事業所において、支援員が利用者を小突いたり、作業中なぜもっと早くできないのかなどの厳しい発言をしている。	市町村へ通報 (法16条)
4	従事者	心理的	身体、知的、精神、発達	就労継続支援A型事業所において、法人役員及びサービス管理責任者が利用者に対し暴言や障がいへの配慮のない対応が見られる。	市町村へ通報 (法16条)
5	従事者	身体的、経済的	知的	共同生活介護事業所において、被虐待（疑い）者の危険行動を制止するため世話人が暴力行為を行い傷を負わせた。被虐待（疑い）者が指示に従わない場合に竹刀等で叩く等の行為がある。また、事業所管理の通帳残高が減っているが証拠書類提出に時間がかかっている。	市町村へ通報 (法16条)
6	従事者	身体的、心理的	知的	施設入所支援事業所において、職員が利用者を小突く、蹴るといった対応が見られる。また、職員が利用者を感情的に怒鳴る、名前を呼び捨てにするなどしている。	市町村へ通報 (法16条)
7	従事者	身体的	知的	施設入所支援事業所において、利用者に原因不明の痣ができています。複数の職員が複数の利用者に対し、力で抑えつけるような対応がされている。	市町村へ通報 (法16条)
8	従事者	身体的、性的、心理的、経済的	知的	複数の事業所において、職員による利用者への暴行、性的関係、暴言、預かり金流用がある。	市町村へ通報 (法16条)
9	従事者	経済的	知的、精神	金銭管理が困難な被虐待（疑い）者の通帳を管理している事業者が本人の了解なしにお金を引き出している疑いがある。	市町村へ通報 (法16条)
10	従事者	放棄・放任	知的	グループホームの利用者間のトラブルに対し、事業所が迅速な対応を行わなかった。	市町村へ通報 (法16条)
11	従事者	心理的	不明	障害児通所支援事業所において、職員が閉所恐怖症の利用者を閉所状態に置き、当該利用者の反応を見て笑っている。	市町村へ通報 (法16条)
12	使用者	心理的、経済的	知的	勤務先において、休日が極めて少ない、労働時間に見合う給与が支払われていない、同僚からの暴力や暴言がある。	労働局へ報告 (法24条)
13	使用者	経済的	知的、精神	勤務先において、勤務時間を一方的に短くされ、勤務時間短縮に伴い給与減額がされている可能性がある。	労働局へ報告 (法24条)
14	使用者	心理的、放棄・放置	身体	勤務先において、上司からの暴言がある。また、同僚からの暴言や無視に対し上司が改善策をとらない。	労働局へ報告 (法24条)
15	使用者	身体的、心理的、経済的	知的、発達	勤務先において、上司から被虐待（疑い）者に対し日常的に暴言がある。上司が被虐待（疑い）者の頭にものを投げつけ、裂傷を負わせた。また、賃金の未払いがある。	労働局へ報告 (法24条)
16	使用者	放棄・放任	知的	勤務先において、同僚からの無視や暴言、嫌がらせがあり、上司に相談するも状況の改善が図られない。	労働局へ報告 (法24条)
17	使用者	経済的	知的	最低賃金未滿の給与支給が認められた。	労働局へ報告 (法24条)
18	使用者	心理的	身体	勤務先において、上司から障がい特性を踏まえない暴言や無視等がある。	労働局へ報告 (法24条)
19	使用者	身体的、心理的	知的	勤務先において、上司から被虐待（疑い）者に対し、暴言や、作業が遅い際に叩く、蹴るなどの暴行がある。（被虐待（疑い）者は、集中すると作業が遅くなる特性がある。）	労働局へ報告 (法24条)
20	使用者	身体的	知的	勤務先において、上司が被虐待（疑い）者に暴行し、右目に痣ができた。	労働局へ報告 (法24条)

表 3

平成25年度 地域づくり委員会の開催回数及び協議を行った地域課題

振興局	開催回数	地域課題
空知	2	地域自立支援協議会の活性化について 指定特定相談支援事業所の設置状況について
石狩	1	札幌市以外に居住する障がい者の就労支援について
後志	4	障がい者への理解促進について(委員会) 卒業後の就労支援、教育と福祉の連携について(会議:教育局、就業・支援センター、コーディネーター) 障がい者・児の移動課題について 発達障がい児に関する会議及び研修について(教育局、保健行政室(子育て)、当課合同打合せ) 発達障がいに関する関係機関の連携について 障がい者の相談支援について 障がい者の就労について 発達障がいの支援について
胆振	3	障がい者への災害時の支援について
日高	2	障がい者が安心して暮らせる地域づくりについて(管内における手話通訳及び計画相談の現状と課題) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりについて(就業支援及び精神障がい者の地域移行の取り組みと課題)
渡島	3	障がい者が暮らしやすい地域における支援体制づくりについて 自立支援協議会の活性化について 計画相談 相談支援体制
檜山	3	相談支援体制
上川	8	児童の教育を受ける環境について(教育と連携)
留萌	1	障がいがあっても地域で生活することが当たり前であることについての地域社会全体の共通の認識づくりが必要。 直営で実施している各市町の相談支援窓口は、経験及び支援のスキルにバラツキが大きく、かつ、重層性に欠けていることから、相談支援体制の充実・強化が必要。 日中活動及び就労の場の選択肢が少なく、また、公共交通機関網が貧弱であるにもかかわらず移動支援のサービスが利用しにくい。 障がい(児)者を支援する機関、事業者等の連携が円滑とはいえないため、ただでさえ数少ない資源が十分に機能しておらず、ネットワークの整備が必要。
宗谷	3	地域自立支援協議会の設置・運営について コミュニケーション支援について 就労支援について
オホーツク	4	地域での暮らしづらさなどについて
十勝	4	身体障がい者等用駐車場の適正利用について
釧路	1	地域での暮らしづらさなどについて
根室	2	地域相談支援体制 地域相談支援体制(サービス利用等計画の作成体制)
合計	41	

※「開催回数」欄は、申立事案についての協議を含めた平成25年度の総開催回数。

※開催回数には、専門委員会及び小委員会の開催回数を含む。

北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第9条 関係法令等との調和	○障害者就業・生活支援センターの設置促進	■障害者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。	経済部
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■障害者雇用促進法に基づき障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。	経済部
	○第2期北海道障がい者基本計画の推進管理	■障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、第2期北海道障害者基本計画(平成25年度～平成34年度)に基づく施策の推進管理を行った。	保健福祉部
第10条 道民等の理解の促進	○障がい者条例に係る普及啓発事業	■条例に関するフォーラムを開催するとともに、地域づくり委員会の活用促進のため、各種会議等における条例の概要説明や条例の理念等を説明したパネル展を開催した。	保健福祉部
	○就労支援に関する普及啓発	■道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者就労支援ロゴマーク」を配布し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。 ■振興局、関係機関等に対し、DVD「北海道障がい者雇用最前線」を配布し、各種会議等での活用等により障がい者雇用に対する理解の促進を図った。 ■道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がい者の就労支援に関する理解の促進を図った。	保健福祉部
	○障がい者の権利擁護に係る啓発事業(地域人権啓発活動活性化事業)	■障がい者に対する差別、虐待等権利擁護に関するパンフレットを作成し、市町村など関係機関に配布することにより、障がい者の権利擁護の取組について普及啓発を図った。	保健福祉部
第11条 企業等の取組の支援	○障害者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を試行的に実施した。 ■経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行った。	保健福祉部 経済部
	○障がい者就業サポーター派遣事業	■道内6地域に障がい者就業サポーターを配置し、障がい者雇用未経験企業等に対し雇用管理等に関するアドバイスをし、企業における障がい者雇用の一層の拡大と職場定着の促進を図った。	経済部
	○民間企業等との協働事業	■大型商業施設(アリオ札幌・イオン札幌昭和店、苫小牧店、帯広店)での授産製品販売及びコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取り扱いや赤れんが庁舎売店に常設の授産製品販売コーナーを設置し、授産製品の販路拡大などを行った。 ■道内外の百貨店やスーパー等で授産製品のテスト販売を行い、道内外での認知度向上と販路拡大を図った。	保健福祉部
	○企業等の取組支援	■障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、授産事業所等の販路の確保を推進した。 ■道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表した。 ■認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。	保健福祉部
	○優先調達推進	■授産事業所等への官公需の発注促進のため、条例推進本部幹事会等を活用するなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。	保健福祉部

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第12条 医療とリハビリ テーションの確保	○北海道病院事業	<p>■精神医療 道立病院として精神科病院における圏域の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 緑ヶ丘病院 187床 向陽ヶ丘病院 146床</p> <p>■精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。</p> <p>■児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療に取り組みとともに、向陽ヶ丘病院においては、児童・思春期の患者に対応するほか、発達外来を開設し、オホーツク管内から緑ヶ丘病院に通院している患者のうち、状態が安定している患者を対象に月2回治療教育を実施した。</p> <p>■小児高度専門医療：子ども総合医療・療育センター 小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。</p>	保健福祉部
	○身体障害者扶助費(更生医療)	<p>■市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得するために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障害者福祉の向上を図った。</p>	保健福祉部
第13条 移動手段の確保	○バス利用促進等総合対策事業費補助金	<p>■高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対する助成を行った。</p>	総合政策部
	○交通安全施設等整備事業	<p>■歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。</p>	建設部
	○市町村地域生活支援事業(移動支援事業)	<p>■屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。</p>	保健福祉部
	○障害者社会参加総合推進事業	<p>■盲ろう者通訳・介助員派遣事業 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時等移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。</p> <p>■ガイドヘルパーネットワーク事業 都道府県間及び市町村間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを確保するためのネットワークを整備するため市町村や事業者等に関する情報提供や連絡調整を実施した。</p>	保健福祉部
第14条 切れ目のない支 援	○特別支援教育総合推進事業	<p>■文部科学省の補助を受け、各教育局において特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等に取り組んだほか、「特別支援教育充実セミナー」を開催し、個別の教育支援計画の活用と関係機関の連携推進について研修を行った。</p>	教育庁
	○障がい児等支援体制整備事業(市町村体制整備事業)	<p>■発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域で適切な相談支援や療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターに対し、必要な専門的支援を行った。</p>	保健福祉部
第15条 保健・福祉及び教 育との連携	○私立幼稚園管理運営対策費補助金	<p>■特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対し助成を行った。</p>	総務部
	○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	<p>■特別支援学校に在籍し「医療的ケア」が必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施した。</p>	教育庁
	○放課後児童対策等事業費補助金(放課後児童クラブ支援事業)	<p>■放課後児童クラブを実施する施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や障がい児受入のための指導員の確保等を行う事業に対し助成を行った。</p>	保健福祉部

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第16条 高齢者施策等との 連携	○公営住宅整備事業	■北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備を行った。	建設部
	○すべての人にやさしいまちづくり推進事業	■高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、すべての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。	保健福祉部
	○市民後見人養成等推進事業	■市町村との共催による市民後見人養成研修を実施するとともに、市町村に対し市民後見に係るノウハウを有する専門家による相談支援を行った。	保健福祉部
	○共生型基盤整備事業	■市町村が実施する、障がい者、高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する拠点施設の整備に対する助成の活用を促進した。	保健福祉部
第17条 障がい者の家族 に対する配慮	○児童家庭支援センター運営事業	■地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。	保健福祉部
	○障がい児等支援体制整備事業(発達障害者支援センター運営事業)	■発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。	保健福祉部
	○精神障がい者家族相談員設置事業	■精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。	保健福祉部
第18条 地域間格差の是 正等	○人材育成対策費	■社会福祉関係職員の研修や福祉職場の就労希望者への相談や就労斡旋、その他福祉・介護分野の人材確保、養成を図るための事業を行った。	保健福祉部
	○障がい福祉計画等圏域連絡協議会	■21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、市町村障害福祉計画の推進調整や障害福祉サービス等の調整に関する協議を行った。	保健福祉部